

- 一、 奉命出陣し同朝の文中で一人式にちと積りたること、
- 二、 報復を以てする組合は同黨内陣地の離れと異存なきこと
- 三、 組織を許さるること
- 四、 茲に主人の自由意思のよき文中を精氣をる組合が本人の隨
- 五、 遊蕩を以てする組合文中の辭出條の實況を許さぬこと
- 六、 主人も文中の同朝の辭を許さぬこと
- 七、 離辭の二層を一層の離辭を許さぬこと
- 八、 文中の離辭を離辭を文中の離辭を許さぬこと
- 九、 且、離辭を許さぬこと
- 十、 且、一國公村日守離辭を許さぬこと
- 十一、 離辭を許さぬこと
- 十二、 離辭を許さぬこと
- 十三、 離辭を許さぬこと
- 十四、 離辭を許さぬこと
- 十五、 離辭を許さぬこと
- 十六、 離辭を許さぬこと
- 十七、 離辭を許さぬこと
- 十八、 離辭を許さぬこと
- 十九、 離辭を許さぬこと
- 二十、 離辭を許さぬこと

根拠人 謝開會臨岡出張所

法財人 協調會福岡出張所

十一 經 過 並 解 決

し解雇する場合に女中は全部同館にて働かず  
 七月七日午前三時要求書を提出するや直ちに自動車にて一應  
 八女郡船小屋温泉玉振旅館に到り茲を爭議團本部として籠城  
 したるが同日午後三時同旅館を引揚げ延壽館に近き筑紫郡山  
 口村の飲食店を本部とし罷業を繼續したのである。  
 所轄二日市署に在りては和解を急進すべく代表平野ハル外四  
 名を招致して意嚮を聴取し旅館側代表の出頭を求めて懇談せ  
 んとしたるも旅館側代表は即答を避け後刻回答を約して引揚  
 げたる爲爭議團代表は同署控室にて午後九時迄回答を待つた  
 何等の回答もなく偶々籠城の全員が旅館の引拔を逃れて署に  
 來りたる爲一同憤激し二日市驛前玉屋旅館に陣取り強硬なる  
 態度を持するに至つたのである。